

年金委員の具体的な活動内容

活動内容	具体例
○制度改正に関する周知	・職域型年金委員は、リーフレット等を活用し、制度改正の趣旨や内容、手続等について、職場内の従業員へ周知を行う。 ・地域型年金委員は、リーフレット等を活用し、制度改正の趣旨や内容、手続等について、自身が居住する地域の方へ周知を行う。
○電子申請の利用促進	・職域型年金委員は、勤務する事業所の社会保険担当部署に対し、速やかな電子申請への移行を促す。 ・具体的には、リーフレット等を活用して次の電子申請のメリットを説明し、速やかな移行を促していただく。 ➢電子証明書による電子申請に加え、無料の G ビズ ID、届書作成プログラムを活用した電子申請も可能であり、費用をかけずに手軽に移行が可能であること。 ➢大幅に事務処理時間が効率化されたことにより、紙による申請に比べて保険証の発行等が早くなったこと。 ➢届書の処理状況が確認できること。
○オンライン事業所年金情報サービスの利用促進	・職域型年金委員は、勤務する事業所の社会保険担当部署に対し、事業所向け電子送付サービス(オンライン事業所年金情報サービス)の利用を促す。 ・具体的には、リーフレット等を活用して次の電子送付サービスのメリットを説明し、利用を促していただく。 ➢毎月の社会保険料額情報等をオンラインで取得できること。 ➢紙の通知書よりも早く受け取り、確認が可能なこと。 ➢G ビズ ID を利用するので、既に G ビズ ID を保有していれば、容易にサービスが利用できること。 ➢令和 7 年 1 月からは G ビズ ID 以外の e-Gov 用のアカウントでも電子証明書を保有していればサービス利用が可能となる予定であること。

活動内容	具体例
○「ねんきんネット」及び各種オンラインサービスの利用促進	・職域型年金委員は、事業所内の従業員やその家族に対して、地域型年金委員は、自身が居住する地域の自治会・町内会において、地域住民に対して、「ねんきんネット」及び各種オンラインサービスに関するリーフレット等を活用し、利用を案内する。 ・具体的には、リーフレット等を活用して次のメリットを説明し、利用を促していただく。 ➢マイナンバーカードがあれば、マイナポータルにログインして「ねんきんネット」を利用登録することで簡単に年金記録の確認や年金見込額の試算等ができること。 ➢年金見込額の詳細な試算機能を活用して、将来の生活設計について考えていただけること。 ➢年金の手続き(国民年金の加入・保険料免除・口座振替、一部の年金請求、各種通知書のペーパーレス化等)についてスマホ等で行えること。
○扶養親族等申告書の電子申請	・職域型年金委員は、事業所内の従業員やその家族に対して、地域型年金委員は、自身が居住する地域の自治会・町内会において、地域住民に対して、リーフレット等を活用し、スマートフォンやパソコンから、扶養親族等申告書を電子申請できることを案内する。
○控除証明書・源泉徴収票の電子送付サービス	・職域型年金委員は、事業所内の従業員やその家族に対して、地域型年金委員は、自身が居住する地域の自治会・町内会において、地域住民に対して、リーフレット等を活用し、マイナポータルから、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書・公的年金等の源泉徴収票を受け取れることを案内する。
○オンライン事業所年金情報サービスの利用促進の周知	・職域型年金委員は、事業主に対して、オンライン事業所年金情報サービスの利用により、厚生年金保険料等の納入告知額や増減情報を確認できることについて、周知する。
○適正な届出の促進	・職域型年金委員は、リーフレットや日本年金機構ホームページにおける事業主の方への案内等を活用することにより、適用関係届書について、制度周知を行い、正確な届出を行っていただくよう事業所内の社会保険事務担当者へ依頼する。特に、適用すべき被保険者の届出や、算定基礎届の期限内の提出、遡及しての資格喪失届、標準報酬月額変更届等の提出がないよう周知する。 ・また、被保険者資格の取得・喪失又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者に確実に通知するよう周知する。

活動内容	具体例
○「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務」についての周知	・職域型年金委員は、令和 2 年 4 月 1 日から健康保険被扶養者及び国民年金第 3 号被保険者の認定について、国内に居住していることが要件として追加されたことを、事業所内の社会保険事務担当者に日本年金機構ホームページを活用して周知するとともに正確な届出を行っていただくよう依頼する。 ・また、「健康保険被扶養者(異動)届」に添付する証明書類の取扱い(被保険者と被扶養者のマイナンバーを記載し、必要事項を事業主が確認している場合など、一定の要件を満たしている場合には、証明書類の添付省略が可能)及びオンライン資格確認に伴うマイナンバーの適正な届出について、周知する。
○個人番号の正確な記載の徹底	・職域型年金委員は、従業員やオンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用が開始されていることを踏まえ、資格取得届や被扶養者異動届の提出の際、マイナンバーをもれなく正確に記載していただくよう、事業所内の社会保険事務担当者に周知を行う。
○子育て支援のための制度の周知	・職域型年金委員は、リーフレット等を活用し、産休や育休等の子育て支援に係る制度について、事業所内の社会保険事務担当者に周知を行う。
○短時間適用拡大の周知(令和 6 年 10 月改正)	・職域型年金委員は、令和 6 年 10 月以降は、短時間労働者が 51 人以上の企業に拡大することについてリーフレット等を活用して事業主に周知する。また、事業主から従業員への制度説明を行うに当たり、社会保険労務士を無料で派遣する専門家活用支援事業の利用が可能であることを事業主に周知する。
○年収の壁・支援強化パッケージの周知	・職域型年金委員は、令和 5 年 9 月 27 日に厚生労働省から公表された「年収の壁・支援強化パッケージ」について、リーフレット等を活用して事業主及び社会保険事務担当者に周知を行う。
○国民年金保険料の免除・猶予制度の周知	・地域型年金委員は、リーフレット等を活用し、国民年金保険料の免除・猶予制度について、自身が居住する地域の自治体・町内会等で周知する。
○外国人技能実習生受入事業所への年金制度周知	・外国人技能実習生の受入を行っている事業所の職域型年金委員は、所属する事業所の外国人従業員に対し、日本の年金制度について、リーフレット等を活用し周知する。

活動内容	具体例
○「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務」についての周知	・職域型年金委員は、令和 2 年 4 月 1 日から健康保険被扶養者及び国民年金第 3 号被保険者の認定について、国内に居住していることが要件として追加されたことを、事業所内の社会保険事務担当者にリーフレット等を活用して周知するとともに正確な届出を行っていただくよう依頼する。 ・また、「健康保険被扶養者(異動)届」に添付する証明書類の取扱い(被保険者と被扶養者のマイナンバーを記載し、必要事項を事業主が確認している場合など、一定の要件を満たしている場合には、証明書類の添付省略が可能)及びオンライン資格確認に伴うマイナンバーの適正な届出について、周知する。
○外国人の方への国民年金の制度説明	・地域型年金委員は、リーフレット等を活用し、自身が居住する地域の外国人の方に日本に住所を有する場合は、国民年金への加入義務があることや、国民年金保険料の免除・猶予制度について周知する。 ・職域型年金委員は、リーフレット等を活用し、事業所内の外国人従業員やその家族に、厚生年金保険加入前の期間については、国民年金の加入義務があることや、国民年金保険料の免除・猶予制度について周知する。
○産前産後期間の免除制度に関する周知	・地域型年金委員は、リーフレット等を活用し、自身が居住する地域へ周知する。
○20 歳到達者をはじめ若年者に対する制度周知	・地域型年金委員は、自身が居住する地域において、20 歳到達者をはじめとする若年者に加え、世帯主に対しても納付することについてのメリットをパンフレットや動画を活用し、納付方法、免除・学生納付特例制度について、周知を行う。
○口座振替の利用促進	・地域型年金委員は、国民年金保険料の口座振替利用による前納・早割が、現金納付に比べて保険料の割引額が高く有利であることを、自身が居住する地域へ周知する。 ・また、現金、クレジットカードによる 2 年前納と現金による任意の月から翌年度末までの前納も可能であることを併せて説明する。
○追納・任意加入制度の周知	・地域型年金委員は、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間の保険料を追納することや、未納、未加入期間がある方が 60 歳以降に任意加入制度を利用することにより、年金額を増やすことができることを、自身が居住する地域へ周知する。 ・職域型年金委員は、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間の保険料を追納することにより、年金額を増やすことができることを、事業所内の従業員やその家族に周知する。

活動内容	具体例
○日本国内・国外へ出入国される方への年金手続の周知	・地域型年金委員は、日本国内・国外へ出入国される場合に国民年金の資格取得、喪失手続きが必要であることや、任意加入制度を利用することにより、引き続き国民年金に加入することが可能であることを、自身が居住する地域へ周知する。
○国民年金の電子申請に係る周知	・地域型年金委員はマイナポータルを利用した電子申請により国民年金の加入、保険料の免除や学生納付特例、付加保険料の申出等、産前産後免除の手続きが可能であることを周知する。 ・また、マイナポータルを経由して「ねんきんネット」を利用登録することで、国民年金保険料口座振替の申込手続きが可能であることを周知する。
○老齢年金の制度周知や請求の案内(勧奨)	・職域型年金委員は、所属する事業所の事業主、社会保険事務担当者及び従業員に対し、「老齢年金ガイド」、「老齢年金の請求手続きのご案内」、「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内(リーフレット)」及び日本年金機構ホームページ掲載の請求書の記入方法動画等を活用し、制度の概要や請求手続等について周知するとともに、老齢年金と年金生活者支援給付金の請求勧奨を行う。 ・また、地域型年金委員は、自身が居住する地域住民に対し、同様に周知する。
○遺族年金の制度周知(死亡一時金・寡婦年金・未支給年金を含む)や請求の案内(勧奨)	・職域型年金委員は、所属する事業所の事業主、社会保険事務担当者及び従業員に対し、年金受給者や被保険者の死亡時に遺族が受給できる給付(遺族年金・寡婦年金・死亡一時金・未支給年金)について、「遺族年金ガイド」、「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内(リーフレット)」及び日本年金機構ホームページ掲載の請求書の記入方法動画等を活用し、制度の概要や請求手続き等について周知や請求の案内を行う。 ・また、地域型年金委員は、自身が居住する地域住民に対し、同様に周知する。
○障害年金の制度の周知や請求の案内(勧奨)	・職域型年金委員は、所属する事業所の事業主、社会保険事務担当者及び従業員に対し、「障害年金ガイド」、「障害年金の請求手続きのご案内」、日本年金機構ホームページ掲載の請求書の記入方法動画、「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内(リーフレット)」等を活用し、制度の概要や請求手続き等について周知や請求の案内を行う。 ・また、地域型年金委員は、自身が居住する地域住民に対し、同様に制度周知や請求の案内を行う。

活動内容	具体例
○在職老齢年金の制度周知	・職域型年金委員は、所属する事業所の事業主、社会保険事務担当者及び従業員に対し、パンフレット「在職老齢年金の支給停止の仕組み」を活用し、在職老齢年金の制度について周知する。
○雇用保険と年金との調整の周知	・職域型年金委員は、所属する事業所の事業主、社会保険事務担当者及び従業員に対し、パンフレット「失業給付・高年齢雇用継続給付の手続きをされた方へ」を活用し、雇用保険と年金と調整について周知する。
○「ねんきん定期便」を活用したご自身による年金記録確認の呼びかけ	・職域型年金委員は、リーフレット等を活用し、事業所内の従業員やその家族に対して、お手元に届いた「ねんきん定期便」による年金記録確認の呼びかけを行う。 また、届いていない場合は、事業所内の社会保険事務担当者へ申し出るよう呼びかけを行い、社会保険事務担当者に届け出ている氏名や住所を確認し、必要な変更届を提出するよう周知する。 ・地域型年金委員は、リーフレット等を活用し、自身が居住する地域の自治会・町内会において、被保険者の方（年金制度加入中の方）に対して、お手元に届いた「ねんきん定期便」による年金記録確認の周知を行う。 また、届いていない場合は、年金事務所に連絡するよう呼びかけを行い、届け出ている氏名や住所を確認し、必要な変更届を提出するよう周知する。
○「持ち主不明記録検索機能」の利用促進	・地域型年金委員は、リーフレットを活用し、自身が居住する地域の自治会・町内会において、地域住民に対して、「ねんきんネット」の「持ち主不明記録検索機能」の周知を行い、利用を促す。
○資格取得時における本人確認の徹底	・職域型年金委員は、基礎年金番号とマイナンバーとの紐付けを進めるため、厚生年金の資格取得時に、日本年金機構においてマイナンバーの有無の確認を行っており、マイナンバーの確認ができなかった場合は、届書の返戻を行っていること及び基礎年金番号とマイナンバーを紐付けることによって、氏名・住所等変更届出の提出が不要となることについて、日本年金機構ホームページにおける事業主の方への案内等を活用することにより、事業所内の社会保険事務担当者に周知を行う。

活動内容	具体例
○「ねんきん月間」・「年金の日」の取組への協力	・「ねんきん月間」や「年金の日」に重点的に実施する取組について、職域型年金委員は、年金事務所と連携し事業所内において制度説明会や「ねんきんネット」の周知を行う。地域型年金委員は、年金事務所と連携し、自身が居住する地域へ年金制度に関するチラシ等の送付や「ねんきんネット」の周知を行う。
○予約相談の周知	・職域型年金委員は、事業所内で予約相談チラシの掲示及び配付を行い、従業員に対する周知を行う。 ・地域型年金委員は、自身が居住する地域へ予約相談チラシの掲示及び配布を行い、地域住民に対する周知を行う。